

# 地域医療の確保に関する要望

令和6年11月12日

新潟県市長会  
会長 二階堂 馨

## 地域医療の確保に関する要望

新型コロナウイルス感染症という過去に経験したことのない感染症との闘いを経て、対応力の大きい中核病院の果たす役割の重要性が改めて認識される中、今後も全ての住民が安心して地域で暮らしていくためには、地域医療構想のもと、地域で果たすべき役割を担う医療機関の経営を安定させていくことが必要不可欠である。

こうした中、地域住民の生活に欠くことのできない地域医療の現場では、人口減少などによる患者数の減少や原油価格・物価高騰による費用の増加などの影響により厳しい病院経営を強いられており、本県では、現実の問題として、地域医療を支える二大医療ネットワークである県立病院と J A 厚生連病院が赤字経営に陥り、次年度にも資金が枯渇する危機的な状況となるなど、地域医療の崩壊を招きかねない状況となっている。

また、特に本県においては、国が示した医師偏在指標で全国45位の医師少数県であるとともに、県内7医療圏のうち、6医療圏が「医師少数区域」に位置づけられるなど、医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在などが極めて深刻な状況となっており、地域医療体制の確保のためには、これら課題の根本的な解消に向けた、実効性のある対策が必要とされている。

加えて、人口減少が著しく、中山間地域や特定有人国境離島を抱える本県においては、その対策が喫緊の課題であるが、それには地域の未来を築く世代が安心して子どもを生み育てることができる環境を整えていくことが必要であり、周産期医療の重要性が一段と高まっている。

よって国においては、地域住民の命を守る「砦」としての役割を果たしている医療機関と、地方創生における「まちづくり」の重要な柱となる地域医療を確保していくため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 医療機関の経営安定に必要な緊急的支援

- (1) 本県において離島の佐渡や中山間地域など、経営的に不利な地域に11病院を運営している J A 新潟厚生連病院は、地域の中核医療機関として公立病院の代替機能を担い、県内医療に欠かせない役割を果たしているが、近年の患者数の減少や物価高騰等の影響により経営が危機的な状況に陥っている。当該病院の急激な資金低下等に伴い、各地域の医療提供が突如として停止しないよう、緊急的公的資金の注入や公的融資及び公的融資の返済猶予の措置を講じること。

- (2) 医療機関は、人口減少を上回る患者数の減少、医師不足、医療介入の度合いが低い高齢者層の増加や昨今の物価・人件費高騰の影響を著しく受けているものの、公定価格により運営しているため医療サービスに価格転嫁ができず、医療機関の経営努力だけでは対応が困難な状況にあることから、慢性的な医業収支の悪化に配慮した診療報酬体系の緊急整備や物価高騰の影響を踏まえた経営安定のための適切な措置を講じること。

## 2. 医師等医療従事者の確保及び医師の偏在対策

- (1) 今後も地域になくってはならない救急、周産期、小児医療や精神医療及び感染症医療を含めた不採算医療を担う地域の医療体制を維持し、安心で質の高い地域医療サービスを提供するため、医師、看護職員などの医療従事者の絶対数の確保及び偏在是正に資する実効性のある施策を早急に講じるとともに、人材確保などに要する取組に対し、必要な財政支援を講じること。
- (2) 中山間地域・豪雪地域を多く抱え、人口減少が著しい本県において少子化対策は極めて重要な課題であり、地域の未来を築く世代が安心して子どもを産み育てることができる環境を維持することが重要である。そこで、各医療圏域における中核的医療機関において、安心・安全な周産期医療提供体制を維持するため、自治体が医療機関と連携して実施する産科医師の育成・確保の取組や周産期医療体制を維持する取組に対し、支援制度を創設すること。
- (3) 医師少数区域において、医師確保が十分に図られないまま医師の働き方改革だけが進められた場合、医療提供体制に大きな影響が及ぶことも懸念されるので、働き方改革の推進にあたっては、地域医療が十分に確保・維持され実効性を持つものとなるよう、地域の実情を踏まえ、医師確保対策と一体的に進めること。

## 3. 公立・公的病院に対する支援

- (1) 地域住民の命を守り、住民が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、自治体病院をはじめ、過疎地域等で診察を行っている医療機関の経営を安定化させるための財政支援を講じること。

- (2) 中核的な公的病院の機能維持のため、必要な経費を支援した地方自治体に対し、国が財政的に支援する制度を創設するなど、必要な財政措置を講じるとともに、特に不採算地区の医療を担う公的病院においては十分な配慮を行うこと。
- (3) 公的病院が所在する自治体では、特別交付税措置を超える支援を行っているものの、その財源には限界がある。公的病院であっても公立病院と同様の機能を果たしている病院については、本県の実情に即し、公立病院に支援されているものと同様の財源措置や新たな財政措置を講じること。
  - ①へき地等の医療事業（巡回診療、訪問看護、遠隔医療システム）の運営、へき地や特殊医療を提供する診療所の運営に際し、医業収入その他をもって充てることができないものについて、公立病院同様に全額の財政措置を講じること。
  - ②医師・看護師等の確保が特に困難である過疎地域等の公的病院等の医師・看護師等派遣の受入に対する経費への財政措置について、同一経営主体間の派遣（同一自治体を除く。）に係る経費も対象とすること。

#### 4. 地域医療構想の実現

- (1) 地域医療の維持に必要な医療再編を円滑に進めるため、重点支援区域における地域医療介護総合確保基金の重点的な配分や地方交付税措置の充実、急性期病棟から療養病棟に転換する際の施設改修費支援など、医療再編に取り組む地方自治体に対し、更なる財政支援を講じること。
- (2) 地域医療構想の実現に向けた議論が進められているが、公立・公的病院が新型コロナウイルス感染症対応の最前線で、感染者の治療やワクチン接種等の中核的な役割を担うなど、その役割の重要性が再認識されたことを十分に踏まえ、国においては、地域医療提供体制の検討にあたり、特に民間の医療機関の参入が望めない不採算な条件不利地域であることなど、様々な地域の実情に即した柔軟な取扱いとするとともに、地方とも十分に協議し、了承を得ながら慎重に行うこと。

また、2026年度以降の新たな地域医療構想については、医療と介護の緻密な連携や医療の機能分担等の議論が地域の実情を踏まえて適正に行えるよう、全力を挙げて取り組むこと。

## 新潟県市長会

新潟市長	中原	八一	長岡市長	磯田	達伸
上越市長	中川	幹太	三条市長	滝沢	亮
柏崎市長	櫻井	雅浩	新発田市長	二階堂	馨
小千谷市長	宮崎	悦男	加茂市長	藤田	明美
十日町市長	関口	芳史	見附市長	稲田	亮
村上市長	高橋	邦芳	燕市長	鈴木	力
糸魚川市長	米田	徹	妙高市長	城戸	陽二
五泉市長	田邊	正幸	佐渡市長	渡辺	竜五
阿賀野市長	加藤	博幸	魚沼市長	内田	幹夫
南魚沼市長	林	茂男	胎内市長	井畑	明彦

(以上 20市長)